○防衛省告示第九十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年五月十七日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年六月一日から同年七月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二百六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十七日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
筑西市字金井町甲九一八番二から同市字大川西丙三二八番一三まで	前	一二・四二～二一・二五メートル
	後	一〇・五一～二六・一三〇・一一七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十七日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十号	筑西市字金井町丙三一一番一から同市字大川西丙三二八番六まで	関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年五月十七日

○中部地方整備局告示第百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十七日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
下呂市門原字シテノ木四五一番一地内	前	二二・〇〇～三三・〇〇メートル
	後	四四・〇〇～四七・〇〇〇・〇六一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十七日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
下呂市三原字カメガイシ五三五番二から同市三原字ヒダニヒラ五四八番一まで	前	九・〇〇～四五・五〇メートル
	後	九・〇〇～四五・五〇〇・五五九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十七日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
下呂市小川字大川平二四〇八番六から同市三原字サキガタニ二八七番三まで	前	一八・〇〇～五四・〇〇メートル
	後	一八・〇〇～五四・〇〇〇・五五三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中国地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十七日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
倉敷市新田字東四割二九六三番二から同市新田字東四割二九六五番二まで	前	四四・五〇～四五・〇〇メートル
	後	四一・五〇～四五・〇〇〇・〇九〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所